

# 陸送協会ニュース

第172号

2020年1月

編集・発行者

一般社団法人日本陸送協会事務局  
東京都新宿区新宿 1-11-15  
電話 03-3356-3977 / 7922

## 迎春



### 2020年 年頭挨拶



会長  
北村 竹朗

#### はじめに

会員の皆様、新年明けましておめでとうございます。

2020年の新春を迎え、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

昨年は、平成から令和への新時代が幕を開け、即位礼正殿の儀やアジアで始めて開催されたラグビーワールドカップなど、日本国は華やかな行事と感動的な興奮を味わった年でありました。

又、米国と中国に於ける新しい形での冷戦構造に代表される保護貿易主義の台頭による通商問題が顕在化する年でもありました。

一方、関東、甲信越、東北地方を襲った豪雨などの自然災害に見舞われた年でもあり、多くの方々が被災されており、改めて心よりお見舞い申し上げますと共に、一日も早い復旧を祈念しております。

#### 私たちを取り巻く環境

さて、自動車業界を取り巻く環境に目を向けますと、昨年10月の消費税増税をきっかけとして、自然災害の影響も加わり、10月～12月期の国内新車総市場は、104万5千531台（前年比▲16・3%）となった結果、2019年1～12月の暦年での国内四輪販売は、519万5千216台と500万台水準は維持したものの、前年比▲1・5%、一昨年比▲0・8%となりました。内登録車は328万4千870台（前年比▲1・9%）、軽自動車は191万3千46台（前年比

▲0・7%）となりました。

日本国内では、少子高齢化・人口減少といった構造的な問題が労働力不足に繋がりが、企業の労働生産性の低下を招き、働き方改革やダイバーシティの推進への対応が課題となっております。

陸送業界では「労働力・輸送能力不足」が喫緊の課題となっております。慢性的な長時間労働、年度末前後の大きな繁忙差ギャップ、燃料油脂代の高騰、人件費負担の増加、健康や安全環境に関連するコスト負担の増加など、自動車陸送事業者は極めて厳しい経営環境にさらされています。

更に、本年1月1日より、国際海事機関（IMO）の海洋汚染防止条約（MARPOL条約）に基づくSOx（硫黄酸化物）規制強化が発効されました。基準を満たした割高な燃料への代替や排ガス浄化装置の設置などコストアップが見込まれており、海上輸送の燃料費の上昇は、陸上輸送力不足を補うモーダルシフトの促進にブレーキをかけることになるかもしれません。

#### 2020年度 協会重点施策

日本陸送協会では「経営の安定化」と「業界の地位向上」を基本方針とし、重点施策を定めて活動を続けて参りました。昨年4月には、働き方改革関連法が施行され、自動車の運転業務においては、2024年からの適用となりますが、対策が急がれる事案であります。

乗務職の総労働時間の短縮という課題にチャレンジしていく一方、自動車産業を支える重要な一員としての役割も果たさなければなりません。

陸送事業を取り巻く環境は厳しくなるばかりですが、自動車産業内の連携を深め、協会活動を強力に推進してまいります。

#### ① 安全の確立

2011年からはじまり、翌年からは国土交通省の後援を頂いて推進して参りました教育認定制度は9年が経過し、2019年末までの認定者は、ゴールドドライバー841名、ゴールドマネージャー

199名、合計1040名となりました。

この教育認定制度の更なる活性化を図るために、全国統一基準での運用を行い、支部表彰から本部表彰への協会表彰制度を充実させ、行政表彰へ繋げていく『段階的な表彰制度を確立』の準備を進めております。制度の活性化には、教育認定インストラクターの功績が大きく貢献するものであり、協会表彰制度に組み入れております。

教育認定制度や安全講習会の実施などの活動を広く社会にPRしていく活動を推進し、制度の活性化に繋げていきたいと思っております。

② 輸送秩序の確立

『コンプライアンスガイドブック』や『安全運行携帯ガイドブック』をご活用いただき、法令遵守の徹底をお願いしておりますが、法改正や基準の変更などに迅速に対応していくために、データ管理をする準備を進めております。

昨年12月に罰則規定が強化された『ながら運転』は、陸送業務の乗務員に限らず、通勤や営業所の移動、お客様訪問などすべての運転に適用になるものです。社会現象化している『あたり運転』については、本年の道路交通法の改正で罰則規定が見直される予定です。

公道を職場とする私たち陸送事業者は、何よりも『安全の確立』と『輸送秩序の確立』を最優先とすることは言うまでもありません。会員の皆様におかれましては、『ながら運転』や『あたり運転』の撲滅に向けた啓蒙活動をよろしくお願いいたします。

③ 陸送事業の経営環境改善

本年は、第5回陸送事業概況調査を実施する年になります。今までの調査との整合性、継続性を保ちながら、乗務職の残業時間の調査・アンケートを含めて実施することを検討してまいります。2024年に施行される乗務職の働き方改革、総労働時

間の削減に向けて、会員の皆様の実態調査を通じて、陸送業界の現状と課題課題を把握し、今後の協会の施策に結び付けて参りますので、ご協力のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

④ 規制改革活動の推進

働き方改革を推進していくためには、現有的リソースと経営資源を最大限活用した生産性の向上や効率化の推進が求められます。陸送事業者の自助努力では解決できない問題について、引き続き、国土交通省をはじめとする関連省庁や自工会・自販連、そして自動車総連などの関連諸団体への働きかけを通じて、ご理解を求め、ご協力いただけるよう要請して参ります。

コラム

自動車の電動化や自動化の先進技術の進

年頭の辞

国土交通省 自動車局次長

江坂 行弘



令和2年の新春を迎えるにあたり、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

昨年も台風15号、19号などによる大きな自然災害に見舞われました。あらためて被害を受けられた方々に心からお見舞い申し上げます。

本年も国土交通省としましては、国民の安全と安心を守り、環境と調和のとれた「くま社会」の実現に向けて、近年の自動車技術の進展にも対応し、自動車技術行政の各種施策の推進に不断の努力を続けて参ります。

化とライドシェアやモビリティといった新しいサービスの創出は、車の売り方や買い方、そして使い方に変化をもたらすし、それに伴い運び方も変化していくことでしょう。近い将来実用化される新技術、新サービス時代を見据えて、本部と地方支部の連携を強めて、陸送事業者における経営課題の把握と解決に努めてまいります。

本年は、東京オリンピック、パラリンピックが開催され、昨年以上の感動と興奮を味わう年になること、そして日本の素晴らしさを全世界に発信できる年になることを期待しております。

日本陸送協会にとっても、更なる飛躍の年となり、会員の皆様にとっても、実り多き素晴らしい一年となりますよう心から祈念し、新年のご挨拶とさせていただきます。

1. 自動車の安全対策の推進等

昨年11月末時点の交通事故発生状況は、前年同期と比較すると発生件数、死者数及び負傷者数のいずれも減少していますが、未だ年間約3千人の方がお亡くなりになるなど、依然として深刻な状況です。特に死亡事故全体に占める65歳以上の高齢運転者による死亡事故の割合は年々増加傾向にあり、悲惨な重大事故が多発したこともあって高齢運転者による交通事故は社会問題として大きく注目を浴びています。

このため、自動車局では、世界一安全な

道路交通を実現するべく、平成28年3月に政府として取りまとめた「第10次交通安全基本計画」に基づき、引き続き、車両安全対策や事業用自動車の安全対策などの施策を推進して参ります。

(1) 車両安全対策

車両安全対策については、平成27年6月に取りまとめられた交通政策審議会自動車部会報告書に基づき、「平成32年(令和2年)までに車両安全対策により交通事故死者数1000人削減(平成22年比)」の目標達成に向けて、対策を着実に推進して参ります。

高齢運転者による交通事故防止については、平成29年3月の関係省庁副大臣会議における中間取りまとめを踏まえ、本年中に衝突被害軽減ブレーキの新車乗用車搭載率を9割以上とする目標を掲げ、衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した「安全運転サポート車(サポカーS)」の普及啓発を図っており、昨年は、乗用車の衝突被害軽減ブレーキの国際基準の策定や衝突被害軽減ブレーキ性能評価・公表制度に基づく評価結果の公表に取り組んできました。

本年は、以上の取組みに加えて昨年4月に東京都豊島区で発生した高齢運転者による交通事故等を踏まえ、同年6月の関係閣僚会議において「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」が取りまとめられたことを受け、乗用車被害軽減ブレーキ国際基準の国内取入れによる装着義務付け、新車及び後付けのペダル踏み間違い急発進抑制装置の性能認定制度の創設などの、緊急対策に盛り込まれた施策を着実に実施し、安全運転サポート車や後付けの装置の一層の普及をさらに促進し、高齢運転者の事故防止に取り組んで参ります。

また、このような先進安全技術は、事故防止に役立つ一方で、あらゆる事故を防ぐ

ものではなく、機能には限界があります。このことをユーザーが正しく理解し、過信することなく、常に安全運転を心がけて頂くことが重要であることから、引き続き、過信防止を目的とした広報・啓発等の取り組みを進めて参ります。

先進安全自動車（ASV）の開発・実用化推進については、第6期計画のテーマである「自動運転の実現に向けたASVの推進」に向けて、ラストマイル自動運転車両システムやドライバーモニタリングシステムの技術的要件の検討等に取り組んで参ります。トラック・バス等の大型車についても、引き続き、税制面、予算面の措置を通じ、衝突被害軽減ブレーキ、ドライバー異常時対応システム、可変式速度超過防止装置等の先進安全技術の導入促進を図って参ります。さらに、自動車アクセスメントにつきましては、衝突安全性と衝突被害軽減ブレーキなどの予防安全性の評価を別々に行っておりましたが、令和2年度よりそれらを統合した評価とし、安全性の高い自動車の情報を自動車ユーザーによりわかりやすく伝えて参ります。

### (2) 事業用自動車の安全対策

事業用自動車による交通事故件数及びその死傷者数はともに減少傾向にあるものの、平成28年1月の軽井沢スキーバス事故など重大事故が発生する等、事業用自動車による事故の現状は依然として深刻な状況にあります。国土交通省としては、「事業用自動車総合安全プラン2020」で掲げる事故削減目標（2020年までに事業用自動車の事故による死者数235人以下、事故件数23100件以下、飲酒運転ゼロ）の達成に向け、「利用者」を含めた関係者の連携強化による安全トライアングルの構築をはじめとした各種施策を着実に推進し、安全・

安心の確保に万全を期して参ります。

働き方改革関連法が施行され、長時間労働の是正については、政府一丸となって取り組んでいるところ、国土交通省では、自動車運送事業における運転者の長時間労働の是正に向けて、昨年6月、運送事業者における適切な運行管理等に役立つICTを紹介するガイドブックを策定いたしました。国土交通省としては、本年も引き続き、運転者の長時間労働の是正及び過労運転による重大事故の防止に取り組んで参ります。

また、健康起因事故対策については、一昨年策定した「自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン」に続き、昨年7月、心臓疾患・大血管疾患対策ガイドラインを策定いたしました。これらのガイドラインの活用により、スクリーニング検査等による疾病の早期発見や疾病運転の防止を運送事業者に働きかけ、輸送の安全の確保を図って参ります。

### (3) 自動運転

自動運転の実現に向けた取組みについては、平成28年に「国土交通省自動運転戦略本部」を設置し、①自動運転の実現に向けた環境整備、②自動運転技術の開発・普及促進、③自動運転の実現に向けた実証実験・社会実装のために必要な施策に取り組んで参ります。

例えば、「自動運転の実現に向けた環境整備」については、レベル3及び4の自動運転車の安全確保を図るため、昨年5月に「道路運送車両法の一部を改正する法律」が成立し、国が定める安全基準の対象装置に「自動運行装置」を追加いたしました。本年4月の本改正法の施行を目指し、この安全基準の策定に取り組んでいるところです。また、自動運転の分野において、我が国の優れた技術を世界に展開するべく、国際的な

自動運転に係る安全基準策定について、引き続き我が国が国連自動車基準調和世界フォーラム（WP29）において議論を主導して参ります。さらに、本改正法において新たに創設することとされた、自動運行装置等に組み込まれたプログラム変更による改造等に係る許可制度については、本年秋頃の施行に向けて、国際的な議論を踏まえつつ、制度整備に向けた検討を着実に進めて参ります。

「自動運転の実現に向けた実証実験・社会実装」については、最寄駅から自宅や病院までの最終目的地を自動運転による移動サービスでつなぐ「ラストマイル自動運転」の実現に向けて、地元の運行事業者による6か月程度の長期のサービス実証を進めているほか、中型自動運転バスを使用した実証実験の来年の実施に向け、車両開発を進めてまいります。また、物流の生産性向上に資するトラック隊列走行実証実験については、昨年1月より後続車無人システム（後続車有人状態）の公道実証を開始しており、今年度は多様な環境下（トンネル内、夜間等）で長期間・長距離の公道実証に取り組んでいるところであり、「高速道路において2020年度に技術的に実現する」との政府目標の達成に向け、更なる技術開発を進めて参ります。

### (4) 自動車の検査・整備制度

近年、被害軽減ブレーキ等の先進技術が急速に普及している状況を踏まえ、これら先進技術に対応した点検整備を的確に行うための「特定整備制度」を本年4月の施行する予定としております。制度の施行に向けた準備を加速するとともに、これまで自動車整備技術の高度化検討会において取り組んでおりましたスキヤンツール（外部診断装置）の機能拡大や整備士に対する新技

術の教育についても、引き続き推進してまいります。これに加え、整備事業者が先進技術に対応する体制を整えるため、引き続き汎用スキヤンツールの購入補助に取り組んで参ります。

昨年3月にとりまじめを行いました車載式故障診断装置（OBD）を活用した検査手法についても、予定通り令和3年以降の新型車を対象に令和6年から開始ができるよう、関係団体の皆様のご意見も踏まえつつ、準備を進めて参ります。

このほか、自動車技術総合機構及び軽自動車検査協会の保安基準適合性審査における検査機器の判定値設定に係る不具合事案が再発しないよう、自動車技術総合機構及び軽自動車検査協会と連携し、徹底した再発防止対策の確実な実施に全力で努めて参ります。

無車検車対策については、車検切れとなっている車両のユーザーにハガキを送付し注意喚起の通知をする他、街頭においては、警察との連携により、可搬式のナンバー自動読み取り装置を用いた無車検運行車両の捕捉を実施し、現場において運転者を直接指導することにより是正を図っているところです。

加えて、指定自動車整備事業者によるペーパー車検などの不正行為が依然として発生していることから、より一層の指導監督の徹底を図り、特に悪質な違反に対しては厳正に対処することとしております。また、認証を取得せずに分解整備事業を行っている、いわゆる未認証事業者に対しては、引き続き、情報収集・調査を行い、指導を強力に実施して参ります。

### (5) 自動車の適切な維持管理

自動車の適切な維持管理には、ユーザーの自己責任による取り組みが不可欠ですが、

自動車の使用期間の長期化が進む中、バス火災や大型自動車の車輪脱落など、点検・整備を行うことで防止ができる事故が依然として発生しております。

このため、国土交通省では、本年も、関係各位の協力を得ながら「自動車点検整備推進運動」を全国的に展開し、ユーザーに対して、マスメディアを通じた広報や点検フェスティバルなどのイベントにより点検整備の必要性や重要性を啓発することで、適切な保守管理の徹底を図って参ります。特に、大型車の車輪脱落事故については、重大事故につながる危険性が高いことから、事故発生原因の徹底究明と抜本的な事故防止対策の策定に努めてまいります。

また、「不正改造車を排除する運動」を展開し、警察との連携強化を図り効果的な街頭検査を実施することで、悪質な不正改造車を公道から排除して参ります。

#### (6) 自動車整備業の人材確保・育成及び生産性の向上

自動車の安全確保・環境保全のためには、自動車の進化に伴い、これまで以上に高度な技能や知識を持った自動車整備士が不可欠である一方、平成30年度には自動車整備要員の有効求人倍率が4.46倍に達するなど、近年の人手不足は深刻なものとなっております。

このため、国土交通省としては、平成26年4月に設置された自動車関係16団体からなる「自動車整備人材確保・育成推進協議会」と協力し、高等学校訪問やインターネット等を活用した情報発信のほか、低学年を対象とした体験型の出前講座の開催等により、引き続き自動車整備の魅力を伝えることで人材確保へ繋げて参ります。

加えて、外国人材の受入れ制度である外国人技能実習制度や特定技能制度について

も、引き続き、適正に運用して参ります。

また、先進技術に対応した整備に係る講習や人材確保セミナーの開催等、各地域の整備事業者が主体的に連携し、課題の解決に取り組みることができるよう、積極的に支援して参ります。

生産性の向上については、平成29年度に中小企業経営強化税制が創設され、自動車整備業等を経営する中小企業者等は、中小企業等経営強化法に基づき、経営力向上計画の認定を受けて、一定の機器・設備等を購入した場合、即時償却又は税額控除を受けることができます。国土交通省としては、機器・設備導入による生産性向上事例や、工賃・部品流通など事業環境に関する調査を引き続き実施し、好事例の展開や制度への反映を順次進めて参ります。

#### (7) リコールの迅速かつ着実な実施

自動車のリコール制度については、その着実な実施を図るため、引き続き、「自動車不具合情報ホットライン」の周知や、自動車技術総合機構と連携した不具合情報の収集や調査分析に取り組んで参ります。

また、タカタ製エアバッグについては、ガス発生装置が異常破裂し、金属片が飛散する不具合が発生しているため、関係する自動車メーカーが平成21年以降リコールを実施するとともに、平成30年5月より、異常破裂する危険性が高い未改修車に対して、車検で通さない措置を講じております。その結果、これまで車検で通さなかった件数は35397件（平成30年5月〜令和元年10月の概算値）に上り、昨年10月時点の改修率は95.9%まで改善しております。その一方、この措置の開始から時間の経過とともに、国内で異常破裂したエアバッグと同じタイプを搭載した車両において、生産から実際に異常破裂した経過年である9年

以上経ったものが追加的に生じることから、前回の措置と同様、これらを順次、車検で通さない措置の対象とすることを予定しております。

本年も国土交通省としましては、関係者と協力し、ユーザーへの周知徹底を図ることにより、リコール改修の一層の促進を図るとともに、本措置の導入によるユーザーや整備事業者の負担軽減を図るため、自動車メーカーに対して適切に対応するよう指導して参りますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い致します。

#### (8) 自動車型式指定制度における適切な完成検査の確保

型式指定車の完成検査については、平成29年の秋以降、複数の自動車メーカーにおいて、任命されていない者による完成検査の実施や、燃費及び排出ガスの抜取検査の測定データの書き換えなど、不適切事案が相次いで判明しました。

このため、国土交通省においては、「適切な完成検査を確保するためのタスクフォース」の中間とりまとめを踏まえ、完成検査の記録を書き換え不可とする措置の義務化や勧告制度の創設等を内容とする平成30年10月の省令改正に加え、昨年5月には道路運送車両法の一部を改正し、完成検査における不適切な取扱いに対する是正措置命令等の創設と、当該命令等を行うための報告徴収・立入検査に対する虚偽報告等に適用される罰則の強化を行ったところであります。

国土交通省としては、これらの改正法令等に基づく効果的な監査の実施や経営層等に対する取組状況の聴取等に取り組むことを通じ、適切な完成検査の確保に努めて参ります。

また、昨年10月の未来投資会議において、デジタル技術の社会実装を踏まえた規制の

精緻化の一環として「AIを活用した完成検査の精緻化・合理化」に取り組むこととされたところです。国土交通省としては、昨年12月に閣議決定された補正予算の活用も念頭に置きつつ、AIを活用した完成検査の自動化の促進に向けた実証実験の取組みを着実に進めてまいります。

## 2. 自動車の環境対策

大気汚染や地球温暖化対策の一環として、ガソリン車やディーゼル車について、世界各国が将来的な規制方針を発表するなど、自動車の脱化石燃料・電動化の動きが世界的に加速しています。

一方、日本は、2030年度に2013年度比で温室効果ガスを26%削減する目標を掲げており、この目標達成には、我が国のCO<sub>2</sub>排出量の約2割を占めている運輸部門、とりわけ、その大宗を占めている自動車分野の低炭素化が不可欠です。

政府としても、「成長戦略フォロアアップ」において、2030年までに乗用車の新車販売に占める電気自動車等の次世代自動車の割合を5〜7割とする目標を掲げております。

また、昨年6月に閣議決定された「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」においては、2050年までに2010年比で、世界で供給する日本車1台当たりの温室効果ガスの8割程度削減を目指すこととしております。

このため、国土交通省としましては、これら目標の達成に向けて、環境に優しい自動車の開発・普及促進等の各種の施策に取り組んで参ります。

#### (1) 環境に優しい車の開発・普及促進

自動車単体の燃費向上に関しては、交通政策審議会自動車燃費基準小委員会におい

て、2030年度乗用車燃費基準のとりま  
とめを行いました。この結果を踏まえて、  
本年3月末までに法令改正を行う予定とし  
ており、引き続き燃費性能の優れた自動車  
の更なる普及を推進して参ります。

また、低炭素化、排出ガス低減等の観点  
から、ディーゼルエンジンの高効率化、大  
型車の電動化等の次世代大型車関連の技術  
開発・実用化促進を図る調査研究を産学官  
連携で進めて参ります。

さらに、環境性能に優れた車両の普及を  
図るため、引き続きエコカー減税などの政  
策税制や、燃料電池タクシー、電気バス・  
タクシー・トラック、ハイブリッドバス・  
トラック等の導入補助等による支援を推進  
して参ります。

(2) 自動車排出ガス対策・騒音対策の推進  
自動車排出ガス対策については、これま  
でも全ての車種において世界最高水準の排  
出ガス規制を実施してきました。

最近の対策としては、平成29年5月にと  
りまとめられた、中央環境審議会答申「今  
後の自動車排出ガス低減対策のあり方につ  
いて」(第13次答申)を踏まえ、ガソリン直  
噴車へのPM排出規制の導入、二輪車の排  
出ガス規制を欧州の規制(EURO5)と  
調和するなどの基準改正を行い、令和2年  
12月から順次適用することとしました。

今後、大気環境の保全のために必要な  
取り組みを進めて参ります。

### 3. 自動車の安全・環境基準の国際 調和及び認証の相互承認の推進

自動車基準・認証分野の国際展開につ  
きましては、「成長戦略フォローアップ」に沿  
って活動を進め、乗用車をはじめとする国際  
基準調和の進捗など着実に成果を上げてき  
ました。今後、更なる成果を上げるため、

各種の施策を実施して参ります。

昨年のWP29では、自動車運転の国際ル  
ールに必要となる「自動車運転のフレームワ  
ークドキュメント」が合意され、乗用車等の  
衝突被害軽減ブレーキ(AEB)や大型  
車の側方衝突警報装置(BSI)の国際  
基準が採択されるなど、日本が策定を主導  
してきた国際基準等が成立しているところ  
です。引き続き、フレームワークドキュメ  
ントに基づく自動車運転技術の他、車両近接  
における運転視界、乗用車等の国際調和排  
ガス・燃費試験法(WLTP)、国際調和路  
上走行試験法(RDE)等に関する具体的  
な国際基準の策定を日本が主導して進めて  
参ります。

さらに、新興国の国連協定への加入、国  
際的な車両認証制度(IWVTA)の導入  
を促進し、WP29を真に国際的な会議体へ  
変革させるための中心的な役割を果たして  
参ります。特に、ASEAN諸国に対しては、  
交通環境実態を踏まえた適切な施策の導入  
等を促進するための協力もより一層加速し  
て参ります。

### 4. 技術政策課及び環境政策課の組 織再編

現在、国土交通省自動車局では、自動車  
技術関連業務を「安全」と「環境」という  
切り口で捉えて組織を構成しています。一  
方、近年の自動車技術の革新は目覚ましく、  
新技術を搭載した新たなモビリティが登場  
してきており、交通事故削減や地球温暖化  
対策の観点も踏まえつつ、高齢者等の移動  
手段の確保や国際競争力の強化に向けた総  
合的な検討、自動車運転の早期実用化に向  
けた環境整備等が喫緊の課題となっています。

このような状況を踏まえ、令和2年4月  
より、「技術政策課」及び「環境政策課」を、

車両の安全確保及び環境保全に係る施策の  
総合的・戦略的な企画・立案を主に所掌する  
「技術政策課」と車両の技術基準の策定を主  
に所掌する「安全・環境基準課」に再編し  
ます。これにより、総合的に勘案した政策  
立案や国際基準を含めた技術基準の策定等  
をより一層推進し、日本社会が直面する様々  
な課題の迅速な解決を進めて参ります。

### 5. 自動車情報関連施策の推進

(1) OSSの推進及び自動車検査証の電  
子化

自動車の保有関係手続きをオンラインで  
一括して行うワンストップサービス(OSS  
S)については、対象手続の拡大と導入地  
域の順次拡大を進めており、令和元年5月  
より軽自動車の継続検査についても全国で  
OSS申請が可能となりました。引き続き  
OSSの利用に関する周知活動を強化する  
など、更なる利用促進を進めてまいりたい  
と考えております。

また、平成30年9月に立ち上げた「自動  
車検査証の電子化に関する検討会」におけ  
る自動車検査証の電子化に向けた議論を踏  
まえ、昨年5月に「道路運送車両法の一部  
を改正する法律」が成立し、自動車検査証  
の電子化のための制度が整備されました。

具体的には、継続検査等の際に、OSS  
申請を行ってもなお必要な自動車検査証受  
取りのための運輸支局等への来訪を不要と  
するため、①自動車検査証をICカード化  
すること、②国からの事務の委託制度を創  
設すること等の関係規定が盛り込まれてお  
り、OSSの充実・拡充に資する内容となっ  
ております。

自動車検査証のICカード化については、  
2023年1月を想定し、ICカードの設  
計・開発、自動車の検査・登録業務に用い

るシステムの改修等の準備を進めていると  
ころです。

また、ICカード化された自動車検査証  
のICチップの空き領域については、民間  
等においても活用いただくことを想定して  
おり、具体的な活用方策について、「自動  
車検査証の電子化に関する検討会」におい  
て検討して参ります。

OSSは、行政事務の効率化のみならず、  
申請者の方々の負担軽減に資するものと考え  
ており、今後も、その普及を進めていく  
こととしていきますので、ご協力の程宜しく  
お願い致します。

### (2) 図柄入りナンバープレート

図柄入りナンバープレートについては、  
平成30年10月より交付している地域の風景  
や観光資源などを図柄とした地方版図柄入  
りナンバープレートにおいて、既存の41地  
域に加え、新たな地域名表示による17地域  
の図柄入りナンバープレートの交付を本年  
5月頃より開始する予定であり、「走る広告  
塔」として地域の魅力を発信し、地域振興  
が図られるよう一層の取り組みを進めて参  
ります。

また、本年は東京2020オリンピック・  
パラリンピック競技大会開催の年となりま  
すので、大会成功に貢献できるよう、東京  
2020オリンピック・パラリンピック競  
技大会特別仕様ナンバープレートについて、  
更なる普及促進に取り組み、大会機運を盛  
り上げて参ります。

これらの諸施策の実行に当たっては、国  
民各位、関係者の皆様のご理解ご協力が不  
可欠です。本年も、自動車技術行政に格別  
のご支援ご協力を賜りますようお願い申し  
上げますとともに、皆様にとつて明るい  
年となるよう祈念しまして、ご挨拶とさせ  
て頂きます。

# 年頭の辞

国土交通省 自動車局自動車情報課長 田中賢二



新年あけましておめでとうございます。令和二年の新春を迎えるにあたりまして、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

本年も、自動車の流通や各種行政施策の基盤となる自動車登録制度を適切に運用するとともに、デジタル社会への流れに対応し、自動車に係る各種手続の簡素化、自動車情報の活用を推進し、我が国の自動車関連業界の活性化、ユーザーの皆様の利便向上、地域の活性化への貢献に取り組んで参る所存です。具体的には以下の施策に取り組んで参ります。

まずは、自動車保有関係手続きのワンストップサービスの普及促進です。

自動車を保有するためには多くの手続(検査登録、保管場所証明申請等)と税・手数料の納付(検査登録手数料、保管場所証明申請手数料、自動車税、自動車重量税等)が必要となり、関係の行政機関(運輸支局等、都道府県税事務所、警察署)でそれぞれ手続きを行う場合の手間と時間の負担が大きいものとなっております。これらの手続と税・手数料の納付をインターネット上で、一括して行うことを可能としたのが、「自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)」です。このOSSを利用することによって、書面の作成や窓口に出頭する手間が軽減されることから、事業者の皆さまが、他の生産性の高い分野や顧客サービスに時間を振り向けることが可能となります。登録車につきましては、当初の新規登録に加え、平成29年4月から、対象手続を継続検査等に拡大いたしました。

拡大当初の平成29年度では、継続検査でのOSS利用率は約2%にとどまっておりますが、平成30年度、令和元年度にかけて徐々に多くの事業者の方々に利用されてきており、最近では、継続検査の約33%がOSSによって手続きがなされるようになりました。また、軽自動車につきましては、令和元年5月から継続検査についてOSSが開始されました。開始から約半年が経過しましたが、約18%の利用率となっており、順調に利用が拡大しているものと考えております。軽自動車の新規検査につきましては、OSSの開始に向け、引き続き調整を進めて参ります。さらにより多くの方々にこのOSSにメリットを感じていただき、利用していただけるよう、取扱方法の周知や、ダイレクト納付の拡大等に取り組んで参ります。

次に、自動車検査証の電子化です。政府では、デジタル・ガバメントの実現を目指し、行政手続きのオンライン化、ワンストップサービスの推進に取り組み、国民・企業の時間・労力の無駄を削減することにより、「すぐに使えて」、「簡単で」、「便利な」行政サービスを目指すこととされています。平成30年6月に閣議決定された「未来投資戦略」では、このデジタル・ガバメントの実現に向けた取り組みの一つとして、OSSの拡充が盛り込まれ、そのために自動車検査証の電子化の推進に取り組みすることとされました。自動車検査証の電子化は、OSSで申請を行った場合であっても必要となる自動車検査証の受取りのために必要な運輸支局等への出頭を不要

にして、OSSの利用を促進する効果が見込まれます。このほか、更なる展開として、電子化された自動車検査証を活用した行政機関、民間事業者による新たなサービスへの活用の可能性につながるものと考えております。平成30年に立ち上げました「自動車検査証の電子化に関する検討会」での議論を経て、令和元年5月には、自動車検査証の電子化に関する規定が盛り込まれた「道路運送車両法」の改正案が国会で成立いたしました。現在、令和5年1月に自動車検査証をICカード化することを念頭に、準備を進めているところです。また、ICチップの空き領域の活用方策については、昨年夏に実施しましたアイデア募集に際して、関係業界の皆さまから多くの様々なアイデアをいただいたところです。現在、検討会において年度内のとりまとめに向けて議論をいただいております。

三番目は、自動車の図柄入りナンバープレートの普及促進です。昨年は、日本でラグビーワールドカップが開催されましたが、ラグビーワールドカップ特別仕様プレートが多くの方に選択され、大会機運の盛り上げに貢献したものと考えております。また、寄せられた寄付金は、会場への観客輸送等の交通サービスの増強等に活用されました。いよいよ今年度は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されます。大会に向けてより多くの方に特別仕様プレートを選

択していただくことを期待しております。

また、一昨年10月から全国41地域において地域の風景や観光資源などを図柄とした地方版の図柄入りプレートの交付を開始し、これまでに11万枚を超える申込みをいただいております。概ね好評をいただいているものと思っております。今年の5月頃には、第二弾の地方版図柄入りナンバープレートとして、全国17地域において新たな地域名表示の図柄入りナンバープレートの交付を開始することといたしました。現在、交付に向けた準備を進めているところであり、国土交通省としては、地域の皆さまと協力しながら、図柄入りナンバープレートの普及促進を図り、走る広告塔として地域の魅力を発信し、地域振興が図られるよう一層の取組みを進めて参ります。

以上、本年の主な取組みについて申し上げます。私が着任してから約1年半が過ぎました。その間、ユーザーの皆さま、事業者の皆さまのご理解をいただきながら各種の施策に取り組みすることができました。誠にありがとうございます。引き続き、我が国の自動車関連業界の活性化、ユーザーの皆様への利便向上、地域の活性化への貢献に取り組んで参る所存です。何よりも現場の皆さまの声を広く伺いしながら取り組んで参りたいと考えております。皆様におかれましては、昨年と変わらぬご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 支部だより

### 教育・認定制度

#### 中国支部・四国支部合同開催

「教育・認定制度」積載ドライバー教育

開催日 令和元年11月9日(土)

会場 株式会社カイソー・五日市配送センター

出席者 中国支部役員3名 事務局4名

四国支部 事務局2名  
トレーナー 2名



受講者 中国支部5名 四国支部1名

◆受講者の声

- ・日常業務に追われ、おろそかになりがちな部分を、再確認でき安全に対する意識を感じました。
- ・改めて安全運転・安全作業等を学びました。本日学んだことを生かして更なる安全運行を心がけます。
- ・確認作業を今まで以上にしようと思いましたが、基本作業を再確認出来ましたので今後の運転及び作業に活かしたいと思います。



座学



実技

関東支部

「教育・認定制度」運行管理者教育

開催日 令和元年11月16日(土)

会場 神奈川県川崎市幸区堀川町

580番地 ソリッドスクエア1F

出席者 支部 事務局スタッフ

トレーナー 5名

受講者 8名

◆受講者の声

- ・基本的なことから丁寧に資料とデモで指導があり勉強になりました。今後の社内

展開に役立てます。  
乗務員の顔色などもよく観察して事故を未然に防ぐよう良い点呼を定着させていただきます。



座学



グループ研修

「教育・認定制度」自走ドライバー教育

開催日 令和元年11月22日(金)

会場 神奈川県川崎市川崎区東扇島

川崎マリエン

出席者 支部役員 事務局スタッフ

トレーナー 6名



座学



実技

受講者 11名

◆受講者の声

- ・基本ルールを守ることが安全輸送と輸送品質の向上に重要であると再認識させられました。陸送員としてはもとより社会一般においても模範ドライバーとなれるよう安全に努めていきます。
- ・安全の意識・商品車へのよりいっそう確実な安全確認と意識を高めることができ、学んだことを仕事で生かしたいと思っています。

近畿支部

「教育・認定制度」積載ドライバー教育

開催日 令和元年11月17日

会場 大阪府池田市ダイハツ町1-1

ダイハツ工業株式会社内池田工場

中央プール

ダイハツ輸送株式会社本社会議室

出席者 支部役員 事務局 会員会社

トレーナー 3名

受講者 6名

◆受講者の声

・今回得たものを今後より一層安全運転、



座学



実技

作業に活かしていきたいと思っています。  
指差呼称や作業ルール(安全ルール)の徹底と何故この順番に行うのかを再考したいと思っています。  
さらにレベルアップして後輩に指導していきたいと思いました。

中部支部

「教育・認定制度」積載ドライバー教育

開催日 令和元年11月25日(月)

会場 愛知県豊田市

出席者 支部事務局

トレーナー 2名

受講者 12名

◆受講者の声

- ・自己流や勘違いをしていた作業を見直す良い機会になりました。
- ・作業における危険予知の見極め方が分かったので、職場での指導にも活かしていきたいと思っています。
- ・理由までしっかりと説明があり、とても分かりやすく参考になりました。
- ・説得力をもって指導に臨めるようになります。



座学



実技



# 本部だより

## 11月定例理事会

日時 令和元年11月14日(木) 14時30分  
～16時10分  
場所 東京都トラック総合会館  
6階会議室

- 議事
1. 令和元年度日本陸送協会 短・中期活動計画について  
・日本陸送協会 部会・委員会のWGからの報告
  2. 平成31年(令和元年度)事業報告及び決算見込みについて
  3. 令和2年度事業計画(案)及び収支予算(案)について
  4. 役員の変更について
  5. 日本陸送協会の会員の入退会について
  6. その他
- ① 令和元年度及び令和2年度行事予定について  
② 令和2年度優良運転者推薦割当について



定例理事会



合同研修会

- ③ 令和元年度 高さ指定道路要望について  
④ 支部報告について  
各事項審議後承認された。

## 日本自動車車体工業会との合同研修会

日時 令和元年11月14日(木) 16時20分  
～17時20分  
場所 東京都トラック総合会館  
6階会議室

- 出席者数 日本自動車車体工業会より9名、  
日本陸送協会より28名 合計37名
- 議事
1. 賛助会会員挨拶
  2. 最近の業界の状況「最近の車輛運搬車の生産状況」について
  3. 安全対策等について
  4. 質疑応答

## 第9回 事務局長会議

日時 令和元年12月4日(水)11時～15時  
場所 東京都トラック総合会館  
6階会議室  
出席者 各支部事務局13名、本部3名

議題  
各支部からの現状報告に続き、本部から「WGの活動報告」、「優良従事者表彰規程の本部推薦割当」、「高さ指定道路要望」、「令和2年度行事予定」他、4項目について情報共有を行った。



事務局長会議

## 経過と予定

### 経過報告

- 11/9 中国・四国支部合同開催 「教育・認定制度」積載ドライバー
- 11/14 定例理事会・日本自動車車体工業会との合同研修会
- 11/16 関東支部「教育・認定制度」 運行管理者
- 11/17 近畿支部「教育・認定制度」 積載ドライバー
- 11/22 関東支部「教育・認定制度」 自走ドライバー
- 11/25 中部支部「教育・認定制度」 積載ドライバー
- 12/4 事務局長会議

### 今後の予定

- 1/16 正副会長会議兼総務部会・1月定例理事会
- 1/25 北信支部「教育・認定制度」 自走ドライバー
- 2/3 北海道支部総会・優良従事者表彰式
- 2/13 四国支部総会・優良従事者表彰式
- 2/20 2月臨時理事会
- 2/20 日本陸送協会 平成31年度通常総会
- 2/28 九州支部総会・優良従事者表彰式
- 3/19 正副会長会議兼総務部会

## 入退会情報

- 入会 (0社) 入会はありませんでした
- 退会 (3社) 関東支部 令和元年12月 株式会社ITO 本社  
関東支部 令和元年12月 株式会社ITO 茨城営業所  
近畿支部 令和元年12月 第一陸送有限会社

## 事務局からの新年の挨拶

# 謹賀新年

陸送業界発展のため

本部一同頑張って参りますので  
本年も変わらぬご厚誼のほど  
宜しく願い申し上げます。



(一社)日本陸送協会 本部事務局 一同

## 日本陸送協会ホームページについて

日本陸送協会ホームページは1～2ヶ月に一度改定しておりますのでご覧ください。

会員専用ページ閲覧には下記のID・パスワードが必要です。

ID: 2016rikusou PW: kyoukai

ホームページを多くの皆様にご覧頂く為に会員様のホームページからもリンク出来るように、バナーを貼って頂きますようお願い申し上げます。

日本陸送協会ホームページURL

<http://rikusoukyoukai.org/>



再生紙使用